

副市長レビュー（秋）調書

1 部局名 (課名)	産業部 (林業振興課)	
2 協議事項 (案件名)	森林環境譲与税の活用について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が施行された。 ・本年度から全国の都道府県及び市町村に対して、私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）に応じて一定額の森林環境譲与税が配分される。 ・本市に配分される本年度の譲与額は、約 1 億 2 千万円。15 年後のピーク時には約 4 億 1 千万円／年が譲与される見込み。 	
4 検討経過・課題	法第 34 条第 1 項において、森林環境譲与税の用途（施策）が定められているため、その用途に応じた森林整備、人材育成・確保、木材利用等の事業を検討する必要がある。	
5-1 方向性の提案（目指すべき姿）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税は、国民に対して新たな税負担を求めるものであるため、事業量を確実に増加させる施策（新規・拡充・臨時）に活用する。 ・法の規定に基づき、森林整備、人材育成や担い手確保、木材利用推進、普及啓発等の施策にバランスよく活用し、林業・木材産業の成長産業化による林業振興や FSC 森林認証制度による持続可能な森林経営を確実に実施することにより、「SDGs 未来都市」の実現を目指す。 	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項（妥当性、必要性、有効性など）	<ul style="list-style-type: none"> ①森林環境譲与税活用における基本的な考え方、活用方針 ②森林環境譲与税の活用計画及び来年度以降の取組 	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 活用計画は、行政内部だけでなく外部の関係者等の意見を反映させて策定すること。
7 その他		